

中小企業経営構造転換促進事業補助金（第1弾） 交付要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、本県経済において中心的な役割を果たしている中小企業の未来（ポストコロナ）に向けた事業再構築を支援し、日本の各産業分野におけるリーディングカンパニーへの成長を促進するとともに、ウィズコロナ・ポストコロナを見据え、ニューノーマルに対応した低感染リスク型ビジネスへの取組など持続可能な経営形態への転換を支援するため、予算の範囲内で、中小企業経営構造転換促進事業補助金（第1弾）（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内中小企業 県内に本社所在地（個人事業者の場合は住民票に記載の住所）を有する中小企業等
- (2) 中小企業等 国補助金の補助対象者となる中小企業者及びその他法人
- (3) 国補助金 国が令和2年度第3次補正予算で計上した「中小企業等事業再構築促進事業（中小企業（通常枠）、中小企業（卒業枠）、中小企業（最低賃金枠）、中小企業（大規模賃金引上枠）及び中小企業（緊急事態宣言特別枠）に限る）」及び「中小企業生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助金及び小規模事業者持続化補助金及びIT導入補助金のうち低感染リスク型ビジネス枠に限る）」で実施する補助金をいう。
- (4) 上乗せ補助 補助対象者に補助対象経費と国補助金の確定額との差額に対して、補助を行うことをいう。

（事業の種類、補助対象者及び補助率等）

第3 第1に規定する補助金の対象となる事業の種類、補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。

（交付の条件）

第4 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）は、補助金交付の目的等に従い、適正に管理すること。また、取得財産等の処分について、国から承認を受けた場合は、第9の規定により県に申請すること。
- (2) 補助事業の実施結果、補助事業年度の終了後5年以内に、収益が生じた場合は、すみやかに知事に報告すること。

（事業計画の提出）

第5 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金事業計画書（様式1号）及び添付書類を提出し、補助事業の確認を受けなければならない。

2 補助金事業計画書（様式1号）に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施計画書（国補助金の交付決定通知書（交付決定前の事業にあつては採択通知書）及び事業計画等の写し）
- (2) 会社概要（会社案内、パンフレット等）

3 前2項の書類の提出部数は、2部とし、その提出期限は、令和5年9月29日とする。

（補助金交付の申請、実績報告及び提出期限）

第6 規則第3条に規定する申請書は、補助金交付申請書（様式2号）によるものとする。なお、規則第12条第1項に規定する実績報告は、補助金交付申請書（様式2号）の提出をもって報告したものとみなす。

2 規則第3条及び規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業実績調書（国補助金の額の確定通知書及び実績報告書等の写し）

- (2) 第5に規定する補助事業の確認を受けたことを証する書類
- (3) 国補助金の交付決定通知書の写し（事業計画提出時に未提出の事業のみ）
- (4) 国補助金の交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更した場合は、当該変更に係る国の承認を証する書類の写し一式

3 前2項の書類の提出部数は、2部とし、その提出期限は、知事が別に定める。

（申請の取下げ）

第7 規則第7条第1項に規定する申請の取下げは、補助金交付申請取下書（様式3号）を当該補助金の交付決定通知を受けた日から5日以内に知事に提出し、行うものとする。

（補助金の精算払）

第8 補助事業者が補助金の精算払を受けようとするときは、第6の規定により申請し、額の確定を受けた後、補助金精算払請求書（様式4号）を知事に提出するものとする。

（取得財産等の処分の制限）

第9 規則第19条第1項に規定する承認申請書は、補助金財産処分承認申請書（様式5号）によるものとする。

2 規則第19条第1項第2号の規定により指定する財産は、交付を受けた国補助金と同じとする。

3 規則第19条第2項第2号の規定に定める期間は、交付を受けた国補助金と同じとする。

（帳簿の整理）

第10 補助事業者は、補助事業にかかる収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助事業年度終了後5年間保存しなければならない。

（産業財産権に関する届出）

第11 補助事業者は、補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に補助事業に基づく発明、考案等に関し、特許権、実用新案権又は意匠権を出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合は、当該年度の終了後15日以内に補助金に係る産業財産権届出書（様式6号）を知事に提出するものとする。

（収益納付）

第12 知事は、補助事業年度の終了後5年以内に補助事業者が補助事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡若しくは実施権の設定又はその他当該補助事業の実施結果の他への供与により収益が生じたと認めた場合は、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させるものとする。

（その他）

第13 この要綱の規定にない書類等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月3日から施行する。

この要綱は、令和3年7月2日から施行し、IT導入補助金（低感染リスク型ビジネス枠）については、第1次締切分（令和3年5月14日）以降に採択となった事業者から適用する。

この要綱は、令和3年9月15日から施行し、中小企業等事業再構築促進事業（緊急事態宣言特別枠）については、第1回公募分（令和3年4月30日）以降に採択となった事業者から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表

事業の種類	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助上限額
信州未来リーディング企業育成事業 (事業再構築：大規模賃金引上枠)	中小企業等事業再構築促進事業(大規模賃金引上枠)の交付決定(第1回公募から第5回公募に限る)を受け、事業を実施した県内中小企業	国が令和2年度第3次補正予算で実施する中小企業等事業再構築促進事業(大規模賃金引上枠)で実施する補助金と同じ(県による上乗せ補助)	定額	2,000 万円
信州未来リーディング企業育成事業 (事業再構築：卒業枠)	中小企業等事業再構築促進事業(卒業枠)の交付決定(第1回公募から第5回公募に限る)を受け、事業を実施した県内中小企業	国が令和2年度第3次補正予算で実施する中小企業等事業再構築促進事業(卒業枠)で実施する補助金と同じ(県による上乗せ補助)	定額	1,000 万円
信州未来リーディング企業育成事業 (事業再構築：通常枠)	中小企業等事業再構築促進事業(通常枠)の交付決定(第1回公募から第5回公募に限る)を受け、事業を実施した県内中小企業	国が令和2年度第3次補正予算で実施する中小企業等事業再構築促進事業(通常枠)で実施する補助金と同じ(県による上乗せ補助)	30 分の 4 以内	500 万円
信州未来リーディング企業育成事業 (事業再構築：最低賃金枠)	中小企業等事業再構築促進事業(最低賃金枠)の交付決定(第1回公募から第5回公募に限る)を受け、事業を実施した県内中小企業	国が令和2年度第3次補正予算で実施する中小企業等事業再構築促進事業(最低賃金枠)で実施する補助金と同じ(県による上乗せ補助)	20 分の 1 以内	100 万円 (従業員数 6 人以上 20 人以下の場合は 67 万円、従業員数 5 人以下の場合は 34 万円)
信州未来リーディング企業育成事業 (事業再構築：緊急事態宣言特別枠)	中小企業等事業再構築促進事業(緊急事態宣言特別枠)の交付決定(第1回公募から第5回公募に限る)を受け、事業を実施した県内中小企業	国が令和2年度第3次補正予算で実施する中小企業等事業再構築促進事業(緊急事態宣言特別枠)で実施する補助金と同じ(県による上乗せ補助)	20 分の 1 以内	100 万円 (従業員数 6 人以上 20 人以下の場合は 67 万円、従業員数 5 人以下の場合は 34 万円)
中小企業ニューノーマル対応支援事業 (ものづくり・商業・サービス補助金)	中小企業生産性革命推進事業(ものづくり・商業・サービス補助金のうち低感染リスク型ビジネス枠に限る)の交付決定(5次締切から9次締切に限る)を受け、事業を実施した県内中小企業	国が令和2年度第3次補正予算で実施する中小企業生産性革命推進事業(ものづくり・商業・サービス補助金のうち低感染リスク型ビジネス枠に限る)で実施する補助金と同じ(県による上乗せ補助)	30 分の 4 以内	200 万円
中小企業ニューノーマル対応支援事業 (小規模事業者持続化補助金)	中小企業生産性革命推進事業(小規模事業者持続化補助金のうち低感染リスク型ビジネス枠に限る)の交付決定(第1回公募から第6回公募に限る)を受け、事業を実施した県内中小企業	国が令和2年度第3次補正予算で実施する中小企業生産性革命推進事業(小規模事業者持続化補助金のうち低感染リスク型ビジネス枠に限る)で実施する補助金と同じ(県による上乗せ補助)	20 分の 3 以内	20 万円
中小企業ニューノーマル対応支援事業 (IT 導入補助金)	中小企業生産性革命推進事業(IT 導入補助金のうち低感染リスク型ビジネス枠に限る)の交付決定(第1次締切から第5次締切に限る)を受け、事業を実施した県内中小企業	国が令和2年度第3次補正予算で実施する中小企業生産性革命推進事業(IT 導入補助金のうち低感染リスク型ビジネス枠に限る)で実施する補助金と同じ(県による上乗せ補助)	30 分の 4 以内	90 万円(テレワーク対応類型の場合は 30 万円)